

武蔵野市子育て世代外出支援事業利用規約

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 電子チケットの内容（第7条）
- 第3章 電子チケットの申請方法（第8条—第12条）
- 第4章 電子チケットの利用方法（第13条—第16条）
- 第5章 目的外利用（第17条）
- 第6章 免責（第18条）
- 第7章 その他（第19条）

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 この利用規約（以下「本規約」という。）は、武蔵野市が実施する子育て世代外出支援事業（以下「当事業」という。）を利用する者（以下「補助対象者」という。）の当事業の利用に関して適用される。

（事業目的）

第2条 当事業は、武蔵野市が、タクシー料金等（<https://go.goinc.jp/price>に定めるものをいい、随時更新されるものを含む。以下同じ。）に充当可能な電子タクシーチケット（以下「電子チケット」という。）を補助対象者に配布することにより、補助対象者の外出に関する負担の軽減を図り、妊婦及び乳幼児健診、予防接種、通院等に安心して出かけられるよう支援することを目的とするものである。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、武蔵野市の区域内に住所を有する母子健康手帳を取得した妊産婦がいる世帯及び1歳の誕生日当日までの子どもがいる世帯に属する者とする。

（電子チケットの共有範囲）

第4条 電子チケットは、補助対象者の世帯内で共有できるものとし、電子チケットを利用できる者は、原則として補助対象者以外に最大3人まで登録できる。

（利用にあたっての事前準備）

第5条 補助対象者が当事業を利用するためには、武蔵野市が指定するスマートフォン用のタクシーアプリ「GO」（以下「アプリ」という。）のダウンロード及びアプリへのクレジットカードの登録が必要である。

2 対応可能なクレジットカードブランドは、下記のとおりである。

(1) Visa

- (2) Mastercard
- (3) JCB
- (4) AMERICAN EXPRESS
- (5) Diners Club

3 スマートフォンのアプリ利用における推奨環境は、下記のとおりである。なお、推奨環境を満たしていない場合、アプリを利用できない可能性がある。

- (1) 推奨OS：推奨OS：iOS 17以上 / Android 11以上
- (2) インターネットにアクセスできること。
- (3) GPSを搭載していること。

(アプリ提供元の利用規約等の適用)

第6条 アプリ及び電子チケットの利用にあたっては、アプリ提供元が定める利用規約及びプライバシーポリシーに同意する必要がある。

第2章 電子チケットの内容

(申請期限等)

第7条 補助対象者は、母子健康手帳の取得時から子どもが1歳の誕生日当日までの間に2回まで電子チケットの発行を申請することができる。

2 前項の規定による申請1回につき1万円分(2,000円チケット4枚、1,000円チケット2枚)が発行される。

3 電子チケットの有効期間は、発行されたチケットごとに設定されるものとし、当該チケットに記載の有効期間開始日から1年間とする。

4 有効期間を過ぎた電子チケットは失効する。

5 補助対象者は、電子チケットの利用日時、乗車地及び降車地情報が、アプリ提供元から武蔵野市に提供されることに同意する必要がある。また、電子チケットの利用内容に関し疑義が生じた場合、武蔵野市が、利用実態の調査に必要な情報を、アプリ提供元から受領し、武蔵野市が利用実態の調査を行う場合があることに同意するものとする。

6 補助対象者は、第4条に規定する電子チケットを利用できる者に対し、前項に規定する事項の同意を得なければならない。

第3章 電子チケットの申請方法

(電子申請)

第8条 補助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当事業の二次元コードから申請手続を行う。

(補助交付申請の入力項目)

第9条 補助交付申請には以下の項目を入力する。補助交付決定後、武蔵野市は、以下の項目を

利用情報として登録する。

- (1) 補助対象者の氏名、住所、生年月日、電話番号及び電子メールアドレス
- (2) 申請回数
- (3) 対象児童の氏名（産前の場合は「産前」と入力）、生年月日又は出生予定日
- (4) 対象児童の母子健康手帳番号（武蔵野市外で母子健康手帳を取得した場合は表紙をアップロードする。）
- (5) 補助対象者の世帯内で電子チケットを共有する可能性がある者の氏名及び続柄

（補助対象者の決定）

第10条 毎月15日までの申請について、武蔵野市が審査し、当月内に補助対象者を決定する。

毎月16日以降の申請については、武蔵野市が審査し、申請月の翌月内に補助対象者を決定する。

（補助交付決定通知等の発送）

第11条 補助の交付決定又は不交付決定について、申請者に郵送で通知する。

（電子チケットの配布）

第12条 補助交付決定後、当月末までに翌月1日から利用できる電子チケットを配布する。

- 2 電子チケットの配布は、武蔵野市から事前登録した電子メールアドレス宛てにチケットコードを送付する方法により行う。

第4章 電子チケットの利用方法

（電子チケットの利用）

第13条 電子チケットは、妊産婦や子ども連れでの外出時に利用できるものとする。

- 2 電子チケットは、チケットコードをアプリに登録し、アプリを利用してタクシー乗車料金の清算を行う際に利用できるものとし、タクシー料金等について充当することができる。
- 3 第4条の規定によりチケットを共有する場合は、チケットコードを事前に登録した補助対象者の世帯内で共有できる。ただし、補助対象者のうち1名が電子チケットをアプリに登録した後は、共有できない。利用予定がない者が誤ってアプリに登録した場合であっても、チケットコードを再発行することはできない。
- 4 電子チケットの上限金額を超えたタクシー料金等については、現にタクシーを利用した補助対象者の負担となり、アプリに登録したクレジットカードでの支払いとなる。なお、誤って別途手配料が発生するサービスを利用した場合や交通事情等で通常のタクシー乗車料金より高額になった場合など上限金額を超えた場合には、現にタクシーを利用した補助対象者の負担となる。
- 5 アプリ提供元が定めるキャンセルポリシーに則ってキャンセル料が発生した場合にも電子チケットが自動的に充当される。電子チケットが充当されると当該チケットは利用済みとなり、その後は利用できない。また、電子チケットの再発行はできない。
- 6 電子チケットが利用可能なタクシー会社は、アプリ提供元と提携があり、アプリでの配車及

び清算が可能な事業者とする。アプリでの清算が可能な事業者とする。ただし、アプリを利用せずに配車依頼をする場合は、手配料金について電子チケットの利用が可能かを補助対象者自身で確認する必要がある。

(電子チケットの残額)

第14条 1回の乗車におけるタクシー料金等が電子チケットの上限額に満たない場合でも、その差額に当たる金額を、金銭又はポイントとして受領することはできない。

(配車)

第15条 利用者はアプリを利用することで配車が確実に行われるものではないことにあらかじめ同意するものとする。

2 アプリを介さずに配車を依頼することは差し支えない。ただし、電子チケットを利用したのタクシー料金等を清算するためには、アプリを利用する必要がある。

(市外転出)

第16条 補助対象となる妊婦又は子が市外へ転出した場合は、転出した日の属する月の翌月末を利用期限とする。

第5章 目的外利用

(目的外利用)

第17条 以下の場合、電子チケット利用の対象外であり、それにもかかわらず電子チケットを利用した場合、目的外利用とみなす。

(1) 第2条の事業目的の主旨に反した目的で電子チケットを利用する場合

(2) 第4条の規定による共有の範囲を超えて第三者に電子チケットを譲渡した場合

2 目的外利用が発覚した場合は、目的外利用した電子チケットの利用額について武蔵野市は補助対象者に支払いを求めるものとする。

3 目的外利用が発覚した場合又は虚偽の申告若しくはその他不正な手段により補助交付決定を受けたことが発覚した場合は、補助交付決定を取り消すものとし、取消後は電子チケットを利用することはできない。

4 第2項又は前項に該当した場合、補助交付決定後に利用した電子チケットの利用額の全部又は一部について補助対象者に支払いを求めることがある。

第6章 免責

(免責)

第18条 当事業の利用によってタクシーの配車が保証されるわけではない。配車されなかったことで補助対象者に生じたいかなる損害についても、武蔵野市及びアプリ提供元は一切の責任を負わない。

- 2 当事業の電子チケットを利用した外出中に起こった交通事故について、武蔵野市及びアプリ提供元は一切責任を負わない。
- 3 アプリ側のシステム障害やメンテナンスによってチケットが利用できなかった場合、武蔵野市は一切責任を負わない。
- 4 スマートフォンの故障や機種変更時にアプリの引継ぎができなかった場合も、武蔵野市は一切責任を負わない。

第7章 その他

(その他)

第19条 本規約に定めのない事項については、武蔵野市が決定するものとする。

附則 この要領は、令和8年4月1日から施行する。